

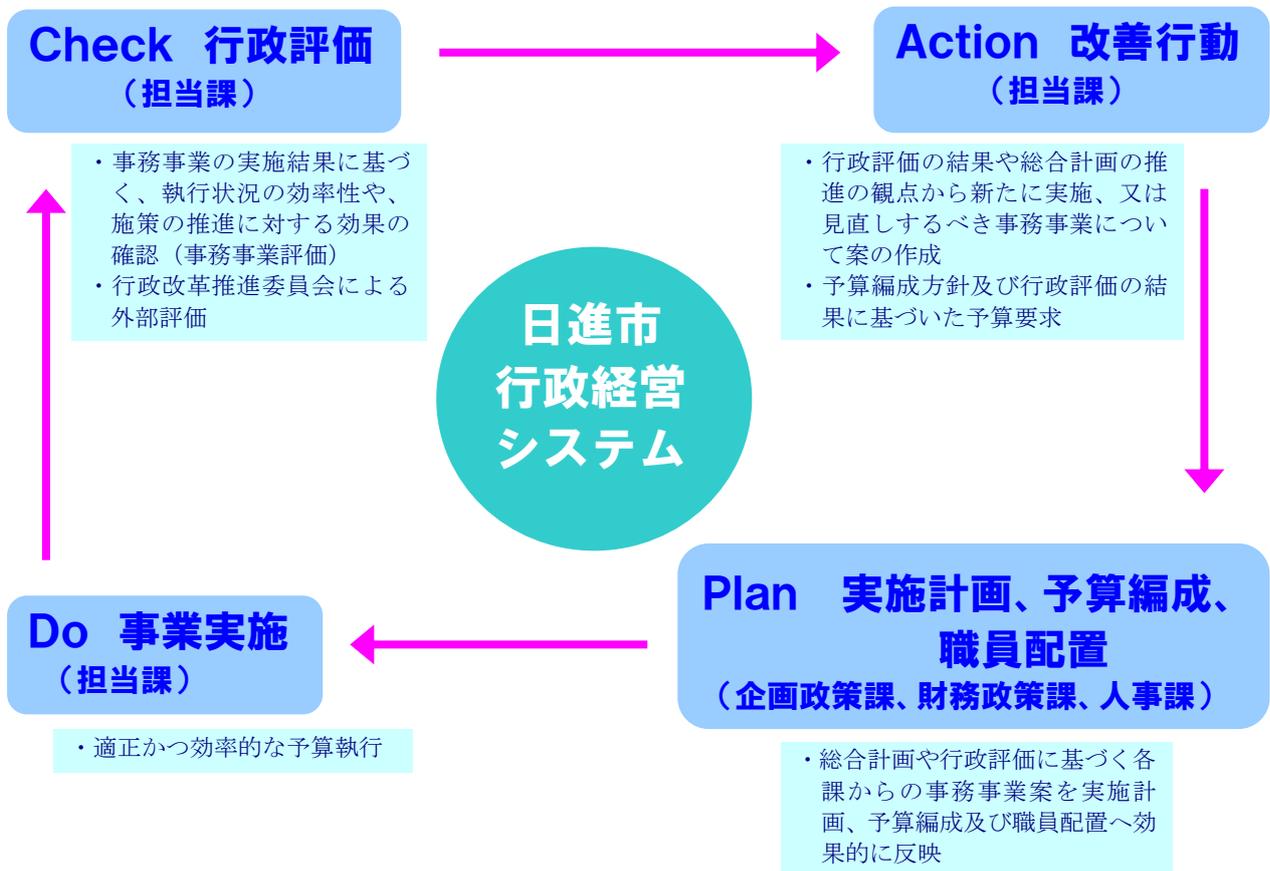
# 令和3年度事務事業の外部評価について

## 1 趣旨

本市では、日進市自治基本条例第25条において、「市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映」させることを規定しています。

そこで、市民に対する説明責任の実現、事務事業の見直し、業務改善、職員の意識改革を主な目的として事務事業の評価（内部評価）を行い、その結果を公表し、市民ニーズへの対応や業務の効率化を進めています。

さらに、外部からの視点を事務事業の評価に取り入れ、第三者的な視点により、評価の透明性や客観性を向上させ、総合計画における実施計画や予算との連動性を高めるため、日進市行政改革推進委員会による事務事業の外部評価を実施しています。



## 2 評価スケジュール

令和3年10月以降に実施予定

## 3 評価体制等

### ■評価体制

評価員（日進市行政改革推進委員会委員）による評価

### ■説明者

原則として事務事業所管課長（その他説明補助担当者等）

### ■傍聴

10名程度（状況に応じて変更する可能性有）

## 4 評価の流れ

事務事業評価（1事務事業）を実施

### ■評価時間

約70分



20分程度	45分程度	5分程度
資料に基づき、所管課から概要（目的、内容、成果、課題など）の説明	評価員から所管課に対して、目的の是非、達成手段の妥当性、効果、有効性などについての質疑と意見	意見をまとめ、総括

## 5 事務事業の選定方法

各部に外部評価対象の事務事業の照会を行い、**選定の視点**を踏まえ、**行政評価と予算の連動性を高める**ために企画政策課及び財務政策課の合同で、令和3年度事務事業の外部評価の候補を選定します。

なお、評価する事業への理解を深め、評価結果のさらなる活用を目指していくため令和3年度は対象事業を絞り、1事務事業を選定することとします。

### ◆選定の視点

- ①他の活動内容や成果内容と重複している可能性があるもの
- ②民間や国・県でも同様に行っている可能性があるもの
- ③他自治体と比較してサービスが過大となっているもの
- ④外部（第三者）の視点から意見を受けるべきと考えるもの

### 【事務事業評価】

**事務事業選定の基準**に該当する事務事業の中から、外部評価を行うことが有効と考えられるものについて、各部とのヒアリングを実施して「1事務事業」を候補とします。

### ●事務事業選定の基準（下記の条件を原則すべて満たすもの）

- (1) 予算規模が5,000千円以上の事務事業
- (2) 開始から3年以上経過し、令和2年度以降も継続して実施する事務事業



日進市行政改革推進本部会議で「**1事務事業**」を令和3年度事務事業の外部評価の実施事務事業と決定します。

## 6 評価結果の活用について

外部評価の結果が市の最終判断となるものではありませんが、議論の内容、いただいたご意見やご感想を踏まえて、所管課において内容検討を行い、実施計画や予算等へ反映することで、事務事業の改善を進めます。

なお、「外部評価の内容」、「アンケートの結果」、「評価を受けての市の対応」については、順次、公表していきます。